

(その1)

# 収支報告書

令和3年分  
、開催分

(ふりがな) ごとうゆういちこうえんかい  
1 政治団体の名称 ごとう祐一後援会

2 主たる事務所の所在地 神奈川県厚木市栄町2-4-28-212

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
後藤 祐一

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
桑島 律子

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
後藤 真由美

(電話) 046-296-2411

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) <u>後藤 祐一</u>
公職の種類	<u>衆議院議員</u>
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



14

ink 656 7414 永 N

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	4,742,741
(前年からの繰越額)	863,903
(本年の収入額)	3,878,838
支 出 総 額	241,283
翌年への繰越額	4,501,458

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	340,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(ウ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(エ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (ウ) + (エ)	340,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	340,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	ごとう祐一政経セミナー	001 3,460,000	令和3年7月8日 厚木アーバンホテル(神奈川県厚木市中町3丁目14番14号)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	この頁の小計	3,460,000	
	合計	3,460,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	この頁の小計		0
	1 件 10 万円未満のもの	78,838	
	合 計	78,838	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	荻野時夫	30,000	R3/10/20	相模原市緑区与瀬689	自営業		
2	下孝一	10,000	R3/10/25	厚木市長谷1061-27	無職		
3	渡辺芳子	300,000	R3/8/27	新潟県新潟市中央区上大川前通4-45-4	無職		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
	この頁の小計	340,000					
	その他の寄附	0					
	合計	340,000					

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		ごとう祐一政経セミナー	
			対価の支払をした者の区分		2. 法人その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	株式会社 相模化学金属	500,000	R3/6/30	相模原市緑区鳥屋2071	福田重男	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
この頁の小計		500,000				
合 計		500,000				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	39,260	0	
(4) 事 務 所 費	13,505	0	
小 計	52,765	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	126,406	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	62,112	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	62,112	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	188,518	0	
合 計	241,283		

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	だるま	39,040	R3/10/13	福だるま丸順 竹内としみ	群馬県高崎市上富岡町120-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	39,040				
	その他の支出	220				
	合 計	39,260				



(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査料	11,000	R3/2/25	新川勉	厚木市旭町9-30 サンプルⅡ5F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	11,000				
	その他の支出	2,505				
	合 計	13,505				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議室代キャンセル料	30,000	R3/1/4	千寿産業株式会社	相模原市南区上鶴間本町3丁目11番8号	
2	会場代	32,500	R3/3/30	伊勢原市	伊勢原市田中348番地	
3	会場代	11,050	R3/11/24	伊勢原市	伊勢原市田中348番地	
4	会場代	12,100	R3/12/3	小田急相模原駅文化交流プラザ (おださがプラザ)	相模原市南区南台3-20-1 ラクアル・オダサガ4F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	85,650	/			
	その他の支出	40,756				
	合計	-126,406	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					ごとう祐一政経セミナー	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会場費他	56,200	R3/7/8	厚木アーバンホテル、	厚木市中町3丁目14番14号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	56,200				
	その他の支出	5,912				
	合計	62,112				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 2月 25日

政治団体の名称 ごとう祐一後援会

会計責任者の氏名 桑島 律子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

## 政治資金監査報告書

ごとう祐一後援会

代表 後藤 祐一 殿

令和4年 2月 24日



登録政治資金監査人 番号 3321 号

登録 番号 3321 号

研修了年月日 平成22年1月26日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、ごとう祐一後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、ごとう祐一後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

ごとう祐一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、ごとう祐一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上